

## （2）入荷ロット番号の割り当てルールの決定

入荷ロット番号は、入荷ロットごとに1つのロット番号となるようにし、他の入荷ロットと区別できる番号とします。また、（1）で決めた入荷ロットの定義の内容を番号で表せるように、番号の割り当てルールを決めます。

（例1）

同じ日に、同じ入荷先から入荷した商品を1つのロットとして定義した場合：

- ・品名（または商品コード）+入荷日+入荷先

（例2）

同じ日に、同じ入荷先から入荷し、製造日が同じ商品を1つのロットとして定義した場合：

- ・品名（または商品コード）+入荷日+入荷先+製造日（または、賞味期限または消費期限）

## （3）入荷ロット番号の表示方法の決定

外箱に手書きする、ラベルを印刷して貼る、などの入荷ロットへのロット番号の表示方法を決めておきます。

入荷先が割り当てたロット番号が表示されていれば、それを利用できます。

取引の条件や、川上の事業者による表示内容によっては、入荷ロット番号の内容すべてを自社で新たに表示しなくてもよい場合があります。

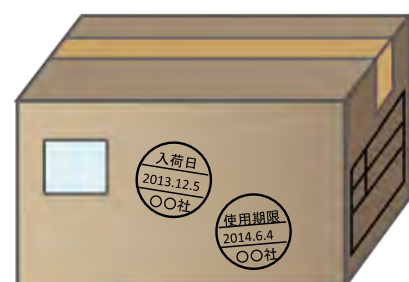
例えば簡便法ですが、入荷ロット番号を「品名+入荷日+入荷先」とした場合に、入荷先がいつも同じで、品名がすでに原料の包装や外箱に表示されていれば、その表示をロット番号の一部とみなし、入荷日だけを新たに表示することもできます。

以下のような場合は、原料現品にロット表示ができないので、投入記録のみを残します。

- ・入荷品をただちに製造ラインに投入する場合は、その入荷ロットをどのラインに投入したか記録を残します。
- ・液体や粉体の入荷品をただちに備え付けのタンクやサイロに受け入れる場合は、その入荷ロットをどのタンク等に入れたか記録を残します。

### 基本 | 取組事例2：ロット番号表示の簡便法（入荷時に入荷日を外箱に記入）

原料の入荷時に、メーカー名、品名が外箱に表示されていることを確認できれば、それらをロット番号の一部とみなし、入荷日のみを外箱にスタンプするだけで識別できます。（同時に、使用期限をスタンプすれば、原料の在庫管理に使うことができます）



**(4) 入荷ロット番号の記録様式の決定**

入荷ロット番号を「入荷の記録」に記録できるようにします。

入荷ロットの決め方によっては、追記の必要がない場合があります。「入荷の記録」は、通常、入荷日・入荷先毎に作成されるので、例えば、同一入荷日・入荷先で入荷ロットを定義した場合は、改めて入荷ロット番号を記録しなくても、どれがその入荷ロットの「入荷の記録」であるかは分かります。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p12～13（様式②-1 または②-2）を参照して下さい。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

**(5) 記録の保存方法の決定**

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

**Q&A 1**

**Q** 原料メーカーが製造した原料については、入荷時に「入荷品の識別」をするかわりに、原料を利用する際に品名・製造者名・ロット番号（または賞味期限）を記録してもよいですか？

**A** 製造する際に品名・製造者名・ロット番号（または賞味期限）を記録すれば、確かに原料メーカーに遡及することができますが、以下のような問題が生じるので注意が必要です。

- ・いつ入荷したのか記録が残りません。
- ・原料メーカーから直接の仕入れでない場合には、どの事業者から入荷したのかの記録も残りません。そのため、原料メーカーが製造してから自社が入荷するまでの物流や保管の際に異常があった場合、調査が困難になります。返品・返金の手続きも困難になります。

なお、原料を利用する際の記録については、本書では6.2で取り扱います。

 **One Point!**

入荷品の識別によって、入荷品の在庫管理を効果的、効率的に行うことができます。

在庫管理には、原料の入出庫台帳を作成し、入荷ロット番号、入庫日、品名、賞味期限、数量（場合によっては、ロケーション記号※も）を記載しておき、入荷ロットごとの出庫日、出庫数量、残数等を記録していきます。

そうすれば、入荷ロット毎の在庫数も正確につかめ、また、先に入庫したものから出庫しやすくなる（先入れ先出しがしやすくなる）ので、不良在庫を減らすことができます。

また、入出庫台帳の作成までしなくても、入荷ロットごとに定期的に在庫数量を確認することでも、不良在庫によるロスをある程度減らすことができます。

※庫内の区画や棚に割り当てた番号

## 5.2 製造した製品の識別

### 準備手順

#### (1) 製造ロットの定義

##### (定義の例)

- ・【商品種類、製造日】が同一
- ・【 // 、製造ライン】が同一 等

どのような条件で製造ロットとするか決めましょう

#### (2) 製造ロット番号の割り当てルールの決定

##### (割り当てルールの例)

- ・事業者番号 + 商品コード + 製造日
- ・ // + 製造ライン番号 等

どのような番号を割り当てるか決めましょう

#### (3) 製造ロット番号の表示方法の決定

##### (表示方法の例)

131212 A

印字



ラベル

どのように番号を表示するか決めましょう

#### (4) 製造ロット番号の記録様式の決定

##### (記録様式の例)

##### 「製造記録」

製造記録

製造日: 20XX年12月12日 製造開始時間: 10:30  
製造ライン: A

品名	商品コード	容量	数量	賞味期限	備考
商品A	123	100g	100	131212	
商品B	124	200g	100	131212	
商品C	125	300g	100	131212	

新たに様式を作成

品名	品名	品名	品名	品名	品名
13.12.12	131212	13.12.12	13.12.12	13.12.12	13.12.12
13.12.12	131212	13.12.12	13.12.12	13.12.12	13.12.12
13.12.12	131212	13.12.12	13.12.12	13.12.12	13.12.12

どの様式に記録するか決めましょう

「取組手法編」の様式

…「取組手法編」p14  
(様式②-3)参照

#### (5) 記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

## 作業手順（例）

### ○製造ロット番号の作成

【製造日・製造ライン】が同一と定義

例：事業者番号(2桁) + 商品コード(3桁) + 賞味期限(6桁) + 製造ライン番号(1桁)



**AS-123-131212-A**

… 事業者ASが商品コード123の商品を製造ラインAで製造  
賞味期限は2013年12月12日  
(賞味期限から製造日を特定できることが前提です)

### ○製造ロット番号を表示

例：製品に印字



**賞味期限13.12.12 A**

〔 事業者名と商品名は  
パッケージの表示を活かす 〕

### ○製造ロット番号を記録

例：製造記録に  
製造ロット番号  
を記録

#### 製造記録

製造日：20XX年12月12日 製造開始時間：10:30  
製造ライン：A

品名	商品コード	容量	数量	賞味期限	備考
商品A	123	100g	100	131212	
商品B	124	200g	100	131212	
商品C	125	300g	100	131212	

### ○記録を保存する

## 【「製造した製品の識別」の解説】

自社で製造した製品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

### （１）製造ロットの定義

自社が製造した製品を、どのような条件で、1つの製造ロットにするか、決めます。

製造ロットの大きさは、最大でも、同一日に製造した、同一商品種類の製品の範囲とします。

製造ロットの大きさを製造日より小さな製造時間単位とすることもできますが、労力やコストが増すので、効果とのバランスを考えることが必要です。



### One Point!

製造ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応、を考慮します。

①食品安全のためのリスク管理をやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのため、「同一の条件」で製造・加工、包装された範囲を、1つの製造ロットにまとめます。最大でも同じ日に製造した製品の範囲でロットを形成することが必要です。

②表示のルールを守るためには、表示内容に対応した製造ロットを形成する必要があります。

### （２）製造ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの番号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号で表せるように、番号の割り当てのルールを決めます。

簡単なロット番号の割り当て方を示します。

ロットの定義の例1：同一製造日で一つの製造ロットとする  
事業者番号＋商品コード＋製造日

ロットの定義の例2：同一製造日・同一製造ラインで一つの製造ロットとする  
事業者番号＋商品コード＋製造日＋製造ライン番号

ロットの定義の例3：同一製造時間帯で一つの製造ロットとする  
事業者番号＋商品コード＋製造日＋製造時間帯記号

※ 簡便法として、製造日に代えて賞味期限または消費期限を用いることもできます。

※ ロット番号は数字と記号であらわすのが基本ですが、下記のように事業者名、工場名、製品種類名などの文字を使うこともできます。

例：○社、□工場、△（製品名）、製造日

賞味期限や消費期限をロット番号として用いる場合には、その日付から製造日を特定できることが必要です。

製造時間記号が製品に表示される場合でも、製造ロットの単位は1日全体などのより大きな単位で十分な場合があります。ロットの単位については、One Point!をもとに検討して下さい。

問題が発生した場合、製造時間や製造日を特定し、原因究明の手がかりになる場合があります。

### （3）製造ロット番号の表示方法の決定

製造ロット番号の表示方法を決めます。製品への印字、ラベルの貼付等の方法があります。

なお、外箱に梱包する場合は、外箱にも製造ロット番号があれば、自社の製品在庫管理や、出荷先以降の事業者での在庫管理やトレーサビリティのために有用です。

### （4）製造ロット番号の記録様式の決定

製造ロット番号の記録様式を決めます。

記録簿（作業日報や製造記録台帳など）があれば、これに製造ロット番号を記録するように決めます。記録簿がない場合には、新たに作成します。

記録簿に記録されている事項が活かされれば、それを製造ロット番号として代用することができます。

記録様式の作成にあたっては、「取組手法編」p14（様式②-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いただいても構いません。

### （5）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは、「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 6 ステップ3 識別した食品の対応づけ

入荷（原料）ロットと入荷先、入荷（原料）ロットと製造ロット、製造ロットと出荷先の対応関係を記録することにより、回収や原因究明の対象を絞り込めるようにしましょう。

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものどもの」「ものと情報」の対応関係をわかるようにすること。具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

### ①入荷（原料）ロットと入荷先の対応づけ

【内容】 入荷（原料）ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 ・原料に由来する問題が生じたとき、その原料ロットに絞って入荷先に原因究明を依頼できる。

### ②入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）

【内容】 入荷（原料）ロットと製造ロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 ・原料に由来する問題が生じたとき、その原料を使った製造ロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない製品の回収を行わずに済む。

- ・製品に問題があることがわかったとき、その製品のロット番号を手がかりに製造記録を調べることができ、問題の発生箇所の特特定や原因究明がしやすくなる。
- ・消費者を含む関係者に、原料や製品に関する根拠のある正確な情報を提供できる。

### ③製造ロットと出荷先の対応づけ

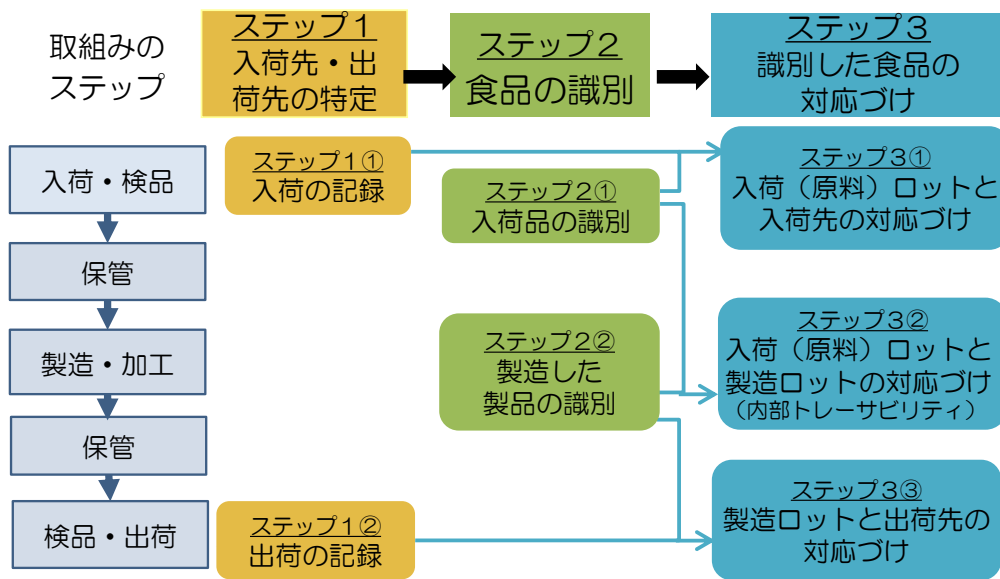
【内容】 製造ロットと出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】 ・回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼できる。

- ・出荷先から、納品日しかわからない製品について問い合わせがあったとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに製造記録などを調べることができる。



図 4 製造・加工業の工程における「ステップ3」の取組要素



ステップ3

入荷（原料）ロットと中間品ロット、中間品ロットと製造ロット、製造ロットと出荷先、という具合に対応づけができるように記録をし、入荷から出荷まで追跡できるようにします（図4）。

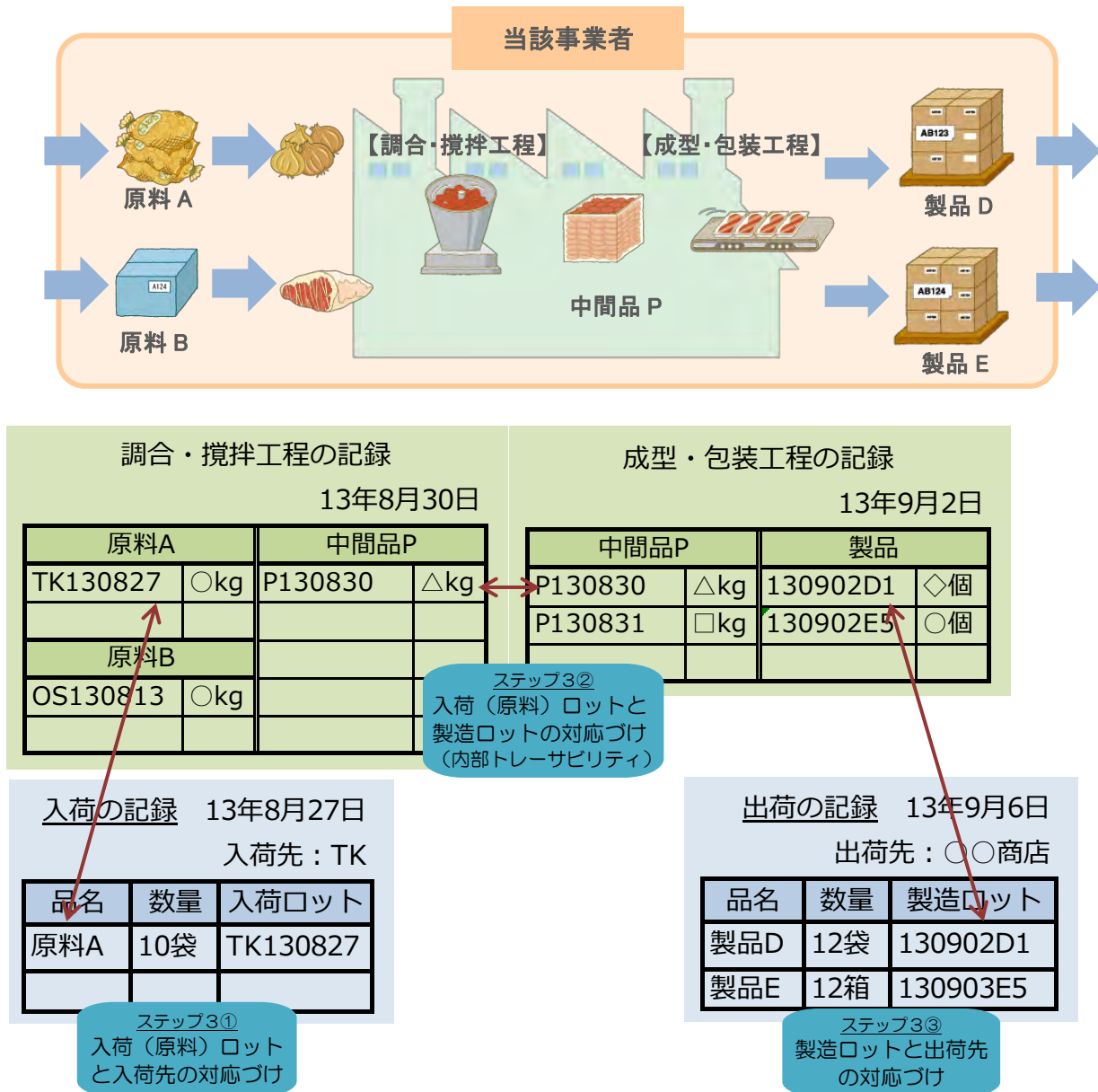
自社の事業所（工場、倉庫など）が複数ある場合は、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位に対応がわかるようにします。

図5では、単純化のためにロット番号と数量のみを示していますが、衛生管理や品質管理記録等がある場合には、万ーの場合に回収範囲の特定や原因究明に役立てられるよう、ロットと対応づけられるようにしましょう(p51のOne Point!を参照)。

包装資材も、原料と同様に、製造ロットと対応づけます。

原料、包装資材が多い場合、どこまで対象にするかは、p7のOne Point!【対象とする原料や包装・資材の範囲の決定】を参考にしてください。まず、健康へのリスクの高いものは対象にしましょう。

図5 対応づけの記録の例  
ロット番号を照合して記録をたどることができる



## 6.1 入荷(原料)ロットと入荷先の対応づけ

## 準備手順

## (1) 記録様式の決定

(記録様式の例)

「納品書」 台帳

納品書					
(株) A食品 様		No.12345678			
平成27年4月1日		〇〇市〇〇町〇〇番地 (株)〇〇食品			
品名	数量	単位	単価	金額	備考
原料A	50	kg	100	5,000円	
原料B	50	kg	100	5,000円	
原料C	80	kg	100	8,000円	
計				18,000円	

ステップ2「①入荷品の識別」で実施する入荷ロット番号の記録により、入荷ロットと入荷先を対応づけられることを確認します

## 作業手順 (例)

## ○記録様式に記載

確認がとれば、新たな作業は必要ありません。

## (2) 記録の保存方法の決定

「7.1 入荷の記録」の「保存方法の決定」を参照

## ○記録を保存する

## 【「入荷(原料)ロットと入荷先の対応づけ」の解説】

入荷(原料)ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、記録します。  
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

## (1) 記録様式の決定

ステップ2の「入荷の記録」にはすでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できるはずで、それが確認できれば、新たな記録は必要ありません。

「5.1 入荷品の識別」の準備手順(p24、26)を参照してください。

## (2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは、「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.2 入荷(原料)ロットと製造ロットの対応づけ(内部トレーサビリティ)

準備手順

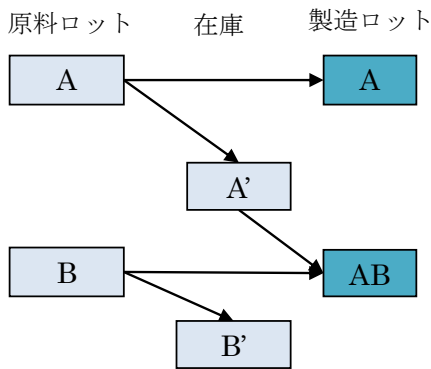
ステップ3

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

原料ロットと製造ロットを対応づける方法を検討しましょう  
必要ならば、ロットの定義を見直しましょう

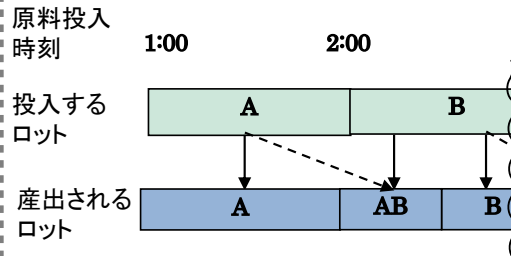
(バッチ生産の例)

分別した原料ロットと製造ロットを対応づけ



(ライン生産の例)

原料の投入時刻で対応づけ



(2) 記録様式の決定

どの様式に記録するのか  
決めましょう

(記録様式の例)

既存の記録を活かす

調合・攪拌工程の記録  
13年8月30日

原料A		中間品P	
TK130827	〇kg	P130830	△kg
原料B			
OS130813	〇kg		

新たに様式を作成

組立工程(仮)の記録  
製造日(仮) 13年8月30日  
品名(仮) 〇〇〇〇

時刻	原料	数量	ロット	工程	製造日	品名
9:00	原料A	10kg	TK130827	〇	130830	〇〇〇〇-1
9:30	原料B	5kg	OS130813	〇	130830	〇〇〇〇-2
10:00	中間品P	15kg	P130830	△	130830	〇〇〇〇-3

「取組手法編」の様式

…「取組手法編」p4  
(様式③-1~5)参照

※製造記録、配合チェック表、混ぜ込み記録など、自社ですでに製品を製造する際の記録がある場合は、それを活用できるか検討しましょう

(3) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p9 下の囲み

## 作業手順（例）

### ○製造ロット番号を表示

例：製品に印字

（ステップ2で実施した内容です）



131212A

ステップ3

### ○記録様式に記入

製造日報に原料と製品のロット番号を記録する例です

例：記録様式に、原料ロット番号、製造ロット番号を記録する

（「取組手法編」p19 様式③-5を活用）

記入例：青字（下線）

製造日報（混ぜ込み調味工程）（対応づけるための様式）

品名：ぎょうざ(あん)

製造日(作業日)：13.9.21

製造 (作業) 開始時刻	原料名	挽肉	野菜 (カット済み)	ブドウ糖	出来高	製造ロット番号 (加工日・賞味期限など) (工程後)	備考
	予定 使用量	49kg	35kg	1kg			
9:00		<u>13.09.21</u>	<u>13.09.20</u>	<u>BD0501</u>	85kg	<u>NMG0527-1</u>	
9:30		✓	✓	✓	85kg	<u>NMG0527-2</u>	
10:00		<u>13.09.24</u>	✓	✓	85kg	<u>NMG0527-3</u>	



製造ロット番号

入荷(原料)ロット番号  
記載例: 挽肉は消費期限  
野菜(カット済み)はカット日  
ブドウ糖は入荷先がつけた製造ロット番号

### ○記録を保存する

## 【「入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）」の解説】

製造ロットと、その原料となった入荷（原料）ロットとの対応関係がわかるように、記録様式を作成し、記録します。準備手順の詳細は以下のとおりです。

### （１）合理的な対応づけの方法の検討

入荷（原料）ロットと製造ロットを対応づける方法を検討します。

製造・加工業の場合は、通常複数の原料から製品を製造するので、工程に投入する原料とそれから製造される製品のそれぞれのロット番号を記録して、対応関係が分かるようにします。

最も簡単な対応づけの方法は、次のようなものです。

- 製造ロット：「同一日に製造した、同一商品種類の商品」
- 対応づけ：その日の製造ロット番号と、その原料として用いた入荷ロット番号（１つまたは複数）を対応づけます。

食品衛生上のリスクへの対応のために、製造ロットをより小さく分けたい場合は、その製造ロットごとに、使用した原料の入荷ロット番号を対応づけて記録できるようにします。

例えば、１日より小さい時間単位で製造ロットを区切った方がよい場合や、製造ラインやバッチ毎に製造ロットを区分した方がよい場合は、その単位ごとに、使用した原料の入荷ロット番号を対応づけて、記録できるようにします。

また、表示のルールを守るためにも、原料ロットや製造ロットを適切に定義し、対応づけます。

#### （ロットの統合や分割が生じる場合）

- ・統合（分割）前のロットの番号とその数量
- ・統合（分割）後のロットの番号とその数量

を対応づけて記録します。数量を記録するのは、数量会計のためにも重要です。

数量会計についての詳細は、総論  
7.3「トレーサビリティの検証」  
(p38～39)を参照してください。

#### （中間品がある場合）

中間品がある場合は、中間品にもロット番号を割り当て、原料ロットと中間品ロットの対応関係、中間品ロットと製造ロットの対応関係を記録します。

#### （原料ロットの一部を利用し、残りを在庫する場合）

１つの原料ロットのうち、一部だけ利用し、残りは在庫することがあります。この場合は、利用した原料ロットとその数量を、それから製造した製造ロットと対応

づけて記録します。原料ロットの残りは、それを利用したときに、同じように対応づけます。

生産方式（ライン生産かバッチ生産か）、分別管理の考え方（他のロットとの混入を完全に避ける必要があるか、微量の混入はやむを得ないものとするか）により、対応づけの方法は異なります。どのように対応づけると記録しやすく、また追跡・遡及がしやすいかを考えましょう。

そのヒントになるよう、p42以降には、生産方式等に応じた対応づけの方法の例を示しています。

以上のことを考慮して、自社にとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

## （2）記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけができる記録様式を決定します。

記録様式を作成するに当たっては、「取組手法編」p4（様式③-1～5）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

統合や分割が複数ある場合には、それらの工程の記録をたどることにより、原料ロットから製造ロットまでの対応関係がわかるようにします。

## （3）保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは、「7.1 記録の保存」を参照してください。